

重要事項説明書

社会福祉法人愛の園福祉会
幼保連携型 認定こども園
マリヤこども園

認定こども園 マリヤこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、本園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 設置主体

名称 社会福祉法人愛の園福祉会
住所 千葉県八千代市米本1359番地米本団地4街区39棟
設置者 理事長 堀口 路加

(2) 施設の概要

名称 幼保連携型認定こども園 マリヤこども園
住所 八千代市米本 1359 米本団地 4-39

(3) 目的及び運営の方針

ア マリヤこども園（以下「本園」という。）は、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

イ 本園は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・教育基本法(平成18年法律第120号)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第41号。以下、「認可基準」という。)
- ・八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例29号。）以下「運営基準」という。）

2 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2, 190. 28㎡		
	園庭	500㎡		
園舎	構造	木造準耐火		
	延べ面積	1, 282. 73㎡		
	階数	2階建	建築年月	平成27年3月

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	もも組（満0歳児クラス）
乳児室	1室	さくら組（満1歳児クラス）
保育室	4室	すみれ組（満2歳児クラス） チューリップ組（満3歳児クラス） マーガレット組（満4歳児クラス） ひまわり組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
ランチルーム	1室	

3 提供する教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 保育方針と保育目標

すべての人は例外なしに「神によって創造された存在である」という理解に立って、神を愛し、自然を愛し、人間を尊ぶことが人間性の基礎です。マリヤこども園はこの視点に立ち、次の4つを設置する園の基本方針と定めます。

1. 心の清い正直な人間・・・良心教育
2. 心の豊かな明るい人間・・・情操教育
3. からだの丈夫な強い人間・・・健康教育
4. 動作の機敏な人間・・・安全教育

そして、これを実践し、具体化するために、乳幼児一人ひとりの主体性（自立心・自律心・自主性）を重んじ、社会性の芽生え（協調性・連帯性・責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味・集中力・探求心）のある子どもを育成することを保育目標とします。

(3) 本園の主な年間行事は下記のとおりです。

月	園行事	月	園行事
4	入園式・進級式 記念写真撮影 保護者会総会	1 0	衣替え 運動会
5	子供の日母の日 内科健診 総合避難訓練	1 1	七五三祝福礼拝 内科健診 次年度入園受付 感謝礼拝 マラソン大会 4・5歳バスハイク 歯科検診
6	衣替え 歯科検診 花の日 父の日 交通安全指導	1 2	クリスマス祝会・終業式
7	星まつり 夏まつり 終業式	1	始業式 こま回し大会 伝承遊び交流会
8	夏期希望保育 プール遊び	2	節分礼拝
9	始業式 介護老人保健施設慰問（5歳）	3	ひなまつり 保育総合発表会 介護老人保健施設慰問（4歳） 卒園式／謝恩会 入園説明会

- (1) 避難訓練・身体測定は毎月1回行います。
- (2) 交通安全指導は、年に2回行います。
- (3) 消防署の指導による火災訓練は、年に1回行います。
- (4) 園庭開放と子育て相談は、毎週1回行います。（但し8月は除く）
- (5) 保護者会の役員会は、毎月1回行います。
- (6) 誕生会は、毎月、又は2カ月に1回行います。
- (7) 園行事には必要に応じて保護者にお手伝い頂く事がありますので、その際にはご協力をお願い致します。
- (8) 各行事の開催時期については別途お知らせいたします。

(4) 1日のおおまかな流れ

時刻	3歳以上児		3歳未満児	
	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	
7:00	\	順次登園 遊び	順次登園 遊び	
9:00		登園	保育・教育(クラス毎の活動)	
		教育(クラス毎の活動)		補食
11:00				給食
11:30		給食		
12:30		降園準備	午睡	午睡
13:30		降園		
14:30		\		
15:00			おやつ、遊び	おやつ、遊び
16:30～			降園(短時間認定児)	降園(短時間認定児)
	延長保育		延長保育	
18:00		順次降園(延長保育)	順次降園(延長保育)	

(5) 食事の提供

ア 提供方法

自園調理にて提供いたします。

イ 提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

年齢に応じた園児昼食、補食を提供いたします。

ウ 提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	補食	備考
1号認定	11時30分	なし	給食費別途有
2号認定	11時30分頃	15時00分頃	
3号認定	11時頃	15時00分頃	

エ 食物アレルギー等への対応

医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

※上記を問わず、行事の参加の際など、お弁当の持参をお願いすることがあります。

(6) その他

遠足などの行事により、お弁当の持参をお願いすることがあります。

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。

職員の職務は、認定こども園法、その他関係法令の定めるところによることとします。ただし、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とします。

職種	員数	職務の内容
園長	1人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
主幹保育教諭	2人（常勤専従）	園長を助け、地域の子育て支援を行うとともに、教育・保育の内容について、他の保育教諭を統括する。
保育教諭	入園児童数によって、以下の基準以上の数の職員を配置する。 満1歳未満児の園児3人につき1人 満1歳以上満2歳未満の園児5人につき1人 満2歳以上満3歳未満の園児6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児15人につき1人 満4歳以上の園児25人につき1人 満5歳以上の園児30人につき1人	園児の教育・保育に直接従事する。
栄養士	2人	毎月の献立作成および、給食及び補食を調理する。
調理員	1人	栄養教諭の作成した献立に基づき、給食及び補食を調理する。
事務員	1人	園会計における経理事務及び給付費等の請求事務を行う。
学校医	1人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断の実施。 環境衛生、感染症等の予防等についての指導及び助言等。
学校歯科医	1人（嘱託）	園児の健康管理、歯科健診の実施
学校薬剤師	1人（嘱託）	環境衛生、薬品管理に関する指導及び助言、検査の実施等。

5 教育・保育を行う日及び時間帯

本園において教育・保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

なお、下記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育認定を受けた園児に対し19時までの範囲内で、延長保育を提供します。（別途利用者負担が発生する。）

	提供日	提供時間
保育標準時間認定（2・3号認定）	月曜日～土曜日	7：00～18：00
保育短時間認定（2・3号認定）	月曜日～土曜日	8：30～16：30
保育・教育（1号認定）	月曜日～金曜日 長期休業日を除く (春期、夏期、冬期)	9：00～13：30

6 利用者負担額等

(1)本園が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

ア 園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料としてご負担いただきます。

イ 上記の保育料のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期	対象
-------	-----	-------	------	----

学校安全会費	年度により 金額変動有	園内事故発生時の補償のため	5月	全園児	
教育・保育教材費	購入品目による	教育・保育活動使用のため	年1回	1・2号	
制服類	購入品目による	生活習慣習得の一環として	入園時	1・2号	
体操服類	購入品目による	生活習慣習得の一環として	入園時	全園児	
おむつ処理料	0歳・1歳	400円	衛生面への配慮として	毎月	3号希望者
	2歳	270円			
行事駐車場代	300円	駐車場費用（団地駐車場借用の為）として	適宜	希望者	
給食費	7,000円	給食・おやつ・お茶代含む	毎月	2号週5日利用者	
	8,100円	給食・おやつ・お茶代含む	毎月	2号週6日利用者	
	5,400円	給食・お茶代含む	毎月	1号週5日利用者	

※物価変動の影響により徴収額を変更する場合があります。

※給食費食材費について

○給食費の免除

年収360万円未満相当の世帯及び全階層の第3子（※）以降は、副食費が免除されます

（※）年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。

○金額の根拠

（1）主食費月額 1,000円

（2）副食費月額 6,000円

給食費月額 7,000円

1日単価350円×20日＝7,000円

*20日は月の平均開所日数を示しており、土曜保育の有無により、徴収額は異なります。

*1号認定児童が、長期休業期間における事前確認で決定した保育利用日に欠席した場合の減額は行いません。

○月途中の入退園

給食費の取り扱いは月額とさせて頂いておりますので、月途中の入退園の場合であっても日割り計算は行いません。

○その他

（1）欠席の有無やお弁当持参の有無に限らず、月額徴収とさせて頂きまので、日数による減額は行いません。

（2）アレルギー対応食や、宗教上の理由により他の児童と別の食事を提供する場合も、ほかの児童と同様の金額を徴収します。

（3）アレルギー対応食不可（全除去）による弁当持参児については給食費の減額を致します。

※上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

(2)利用者負担額等の納付方法

（1）に記載する費用については、費目ごとに園が指定する下記の方法により納付頂きます。

ア 口座振替

当園指定の金融機関で手続きを行なってください。残高不足のないようお願いいたします。

※保育料徴収に係る金融機関への手数料は園が負担致します。但し、残高不足等、保護者の都合により引落しが出来なかった場合の再度の引落とし手数料等は保護者負担とさせていただきます。

イ 現金

費用発生の都度、お支払ください。

ウ オンライン決済

当月分の請求を毎月1日に、スマートフォン専用アプリへ通知しますので、請求内容をご確認の上、5日以内にお支払ください。

7 利用定員

本園の総定員は109名とし、内訳は次に掲げるとおりとします

- (1)保育時間の認定を受けた満3歳以上の園児 55人
- (2)保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の園児 33人
- (3)保育時間の認定を受けた満1歳未満の園児 12人
- (4)教育認定を受けた満3歳以上の園児 9人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

8 利用の開始及び終了に関する事項等

(1)各種手続きについて

ア 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出下さい。

- ・家庭生活状況調査表
- ・個人情報の使用について
- ・緊急連絡カード
- ・施設利用申込書及び契約書

イ 退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1か月前までに知らせるとともに、退園届をご提出下さい。

ウ 転園・休園に関する手続き

転園が決定した場合には、転園届をご提出ください。

休園を申し込む場合には、休園届をご提出ください。

(2)教育・保育の提供の終了について

本園は、以下に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- ア 園児が小学校に就学したとき。
- イ 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 学校医等

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	
医 院 長 名	
所 在 地	
業 務 内 容	在籍する乳・幼児の内科検診の実施（年2回）

(2) 歯科

医療機関の名称	
医 院 長 名	
所 在 地	
業 務 内 容	在籍する乳・幼児の歯科検診の実施（年2回）

(3) 薬剤師

名 称	
薬 剤 師 名	
所 在 地	
業 務 内 容	園で使用する医薬品並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導及び助言を行う。 在園児の健康に関する相談等に応じる。

1 0 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1)園児の病状急変等への対応について

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2)非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
災害時の避難場所	第一避難場所 園庭前の芝生 第二避難場所 米本小学校
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。

(3)管轄する関係機関

消防署	八千代消防署
警察署	八千代警察署

1 1 要望・相談及び苦情の受付

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者 主幹保育教諭 [REDACTED] ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 047-488-2471 FAX 047-488-8615 担当者が不在の場合は当園園長までお申し出ください。
解決方法	・受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告。 (苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く) ・苦情解決のための話し合い 責任者は申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。 その際、第三者委員の助言及び立会いを求めることができます。 ・解決できない苦情は、千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。
第三者委員	・ [REDACTED] (民生委員) 電話 [REDACTED] ・ [REDACTED] (社会福祉法人愛の園福祉会監事) 電話 [REDACTED]

1 2 虐待の防止

(1)職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2)家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

1 3 保険に関する事項

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	学校安全会
保険の内容	保育中に発生した怪我および事故に伴う治療費
保険金額	負担金は市費補助金3分1、園負担3分の1、保護者負担が3分1です。金額は年によって変わりますので別にお知らせいたします。
補償金額	病院治療費実費額

1 4 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 正当な理由がない限り、教育・保育の提供にあたって知り得た園児及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。
- (2) 園児の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

1 5 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

以上

備考 この重要事項説明書の内容は2015年4月1日より施行します。
この重要事項説明書の内容は2016年4月1日より改正実施します。
この重要事項説明書の内容は2018年4月1日より改正実施します。
この重要事項説明書の内容は2019年10月1日より改正実施します。
この重要事項説明書の内容は2020年10月1日より改正実施します。
この重要事項説明書の内容は2021年4月1日より改正実施します。
この重要事項説明書の内容は2022年4月1日より改正実施します。